

災害時における飲料の供給等協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に飲料の必要が生じた場合、その供給等について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、京都南部都市広域行政圏域で地震等による大規模災害が発生（以下「災害時」という。）し、被災者に飲料等の供給等を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 災害時に被災者の応急救助が必要となった場合、甲乙協議のうえ決定した物流拠点における飲料を供給すること。
- (2) 乙が設置した災害対応型自動販売機の機内飲料を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による要請は、災害緊急物資供給要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号及び第2項に規定する事項に要した経費は、供給を受けた甲の構成市町がその費用を負担とし、同条第1項第2号に規定する事項に要した経費は無償とする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙が協議し、異議のないときは、期間満了の日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（補足、協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 大阪府摂津市千里丘 7-9-31
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表者 代表取締役社長

※「様式1」は株式会社 平和堂のものを準用

災害発生時における飲料の供給等協力に関する協定細目

京都府南部都市広域行政圏推進協議会（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）（以下「甲」という。）、及び近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）が締結した、「災害発生時における飲料の供給等協力に関する協定」（以下「協定」という。）については、次のとおり運用するものとする。

第1 甲が乙に対し供給協力を要請した場合、乙は、要請時点において保有する飲料について最大限努力し、供給するよう協力するものとする。

第2 乙は、飲料の供給協力について、災害発生後、迅速・的確に実施できるよう体制整備を図るものとする。

第3 要請等の手続きに係る甲、及び乙の協定に関する連絡責任者は、窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第1 連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第2 連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111（代）

F A X 075-922-6587

第3 連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111（代）

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

第1 連絡先 近畿コカ・コーラボトリング株式会社 市場開発部

電 話 06-6330-2104

F A X 06-6368-2381

第2 連絡先 近畿コカ・コーラボトリング株式会社 市場開発部京都担当

携帯電話 090-2191-7198

2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

第4 協定第2条第1項第1号の規定による甲から乙に対する要請は、京都府及び京都市並びに近畿コカ・コーラボトリング株式会社が締結している「災害時における飲料の提供等協力に関する協定」により物流拠点飲料の提供要請をしていないときに限る。要請するときは、京都府と協議の後要請するものとする。

第5 災害時に災害対応型自動販売機の機内飲料を提供する場合については、甲から乙に支援の要請をした上で、甲が遠隔操作するものとする。

第6 災害時に災害対応型自動販売機のメッセージボードを活用する場合については、必要に応じて、甲が操作し、災害情報等を表示させるものとする。

2 平常時については、甲において、時事ニュース等を表示させるものとし、必要に応じて、行政情報の提供等に活用するものとする。

第7 甲、乙は協定の運用が円滑に行われるよう、必要に応じて、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。